###### 2024-25　第2790地区　TSUNAGU2790 申請要項

国際ロータリー第2790 地区国際奉仕委員会では、以下のように TSUNAGU2790の要項を定めています。

#### ■申請期日等

　　　　申請書提出期間

　 2024 年 6 月15日～7 月31 日締切

　　　　審査期間 　　　　　　 2024 年 8 月上旬

　　　　提唱プレゼンテーション日　8月24日（土）奉仕プロジェクトセミナー

　　　　賛助入金期間　　　　　 2024 年 9 月1日～ 10月30日

　　　　プロジェクト実施時期 ～ 2025 年6月 30日

(年度をまたぐ場合は、中間報告書の提出をお願いします)

　　　　最終報告書提出期日 プロジェクト終了後１ヵ月以内

　　　■TSUNAGU2790の対象となる事業

　　　　国際間の理解、親善、平和を推進するためにロータリアンが積極的に関与する全ての活動

　　　■TSUNAGU2790の対象となる団体

　　　　　第2790 地区のロータリークラブ・ローターアクトクラブ・インターアクト、米山、R財団学友会

　　　■対象となる活動・対象とならない活動の基準

ロータリアンの良識を信じ、可能な限り手軽に国際奉仕を実施できることを最大の利点として実施。

現金寄付のみは事業とみなしませんが、常識の範囲、つまり公序良俗に反するものでない限り制限は設けておりません。

地区補助金との併用は制限していません。対象地区が同じでも内容が別であれば問題ありません。

\*地区補助金の利用については“補助金マニュアルをご参照ください。

　　　■ TSUNAGU2790の対象となる資金とならない資金の選別化

#### 基本的に対象となる資金は提唱クラブと賛助クラブから提要された資金

　　　■ 相手先国の制限

　　　　日本国政府指定の渡航制限地域を除きます。

　　　■ 相手先への移動費・飲食費等

　　　移動費・飲食費等はクラブ負担／自己負担で事業費には含みません。  
　　　ロータリアン以外の方の移動費・飲食費等も事業費には含みません。

　　　事業を遂行するために必要な、講師や出演者に提供する飲食費用は適格です。

現地協力団体等の移動費は適格です。

　　■　その他ルール

　　　当委員会との「報告・連絡・相談」を密接にお願いします。

　　　事業希望金額に達しない場合は「提唱クラブ負担」となります。

　　　事業は可能な限り「期内中」に実施して頂きたますが、これが困難な時は提唱クラブが臨機応変

　　　に対応していただきます。

地区の研究会やセミナーでの個別の事業報告を必須とします。

#### 年度をまたいだ場合、次年度担当へ密接な申し送りをお願いします。

　　■申請内容の審査と承認について

提出された申請書は、第2790地区国際奉仕委員会において審査がされます。

審査会にて承認後、提唱クラブよりその事業をプレゼンテーションをして頂きます。  
　　プレゼンテーション後、賛同されたクラブは賛助クラブとして賛助金を当委員会の銀行口座へ

お振込み頂き、これを提唱クラブ指定銀行口座へ振り込みます。

　　■報告書の作成・提出・余剰金の処理について

　　事業終了後1か月以内に提出をお願いします。  
　　事業実施が年度をまたぐ場合は、中間報告書の提出をお願いします

賛助クラブには報告書のコピーをお渡しします。

■問い合わせ先

24-25国際奉仕委員会　担当　高田

Mail：shinya.t@abelia.ocn.ne.jp　FAX　04-7144-3448

TEL:090-4389-7680